

令和7年度真岡市商工振興資金一覧

(令和7年4月1日現在)

資金名・用途	必要な資格	資金限度額	返済期間・利率
・運転資金 1.商品仕入、買掛金支払、手形の決済等 2.真岡市商工振興資金(運転・設備)の既往借入金の借換え	・市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない中小企業者	1,000万	3年以内 1.3% 5年以内 1.5% 7年以内 1.7%
・設備資金 機械器具等の購入、設備の改善、従業員の福利に関する設備等の設備資金	・市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない中小企業者	2,000万	3年以内 1.3% 5年以内 1.5% 7年以内 1.7% 10年以内 1.9%
・創業資金 融資振興会等が創業に必要と認めた運転、設備資金	・市内に事業所を開設する小規模企業者で、市内に2年以上居住し、市税に未納のない方又は出身者(二親等以内の親族が市内に2年以上居住する方)	500万	5年以内 1.5%
・季節資金 商品仕入、買掛金支払、手形の決済等の運転資金	・市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない中小企業者	夏季・年末各々500万	<6～8月申込>1.2% 翌年3月末日まで <11～12月申込>1.2% 翌年9月末日まで
・緊急経営対策資金 1.経営安定に必要な運転資金 2.新型コロナウイルス感染症緊急対策資金の既往借入金の借換え 3.自然災害等により必要となった設備資金	市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない方で、景気低迷による売上げ不振等 [*] や自然災害等の影響を受け、次のいずれかに該当する中小企業者 [*] 市が認める特定の要因による景気低迷(原油価格・物価高騰が対象)。	運転：1,000万 設備：2,000万	5年以内 1.0% (0.8%) 10年以内 1.2% (1.0%) ()内利率は責任共有制度対象外
・商工業者育成資金 商品仕入、買掛金支払、手形の決済等又は店舗の新、改築、機械器具等の購入、設備の改善	中小企業診断士の指導を受けているもの	500万	5年以内 1.2%
・特別小口資金 商工業者育成資金と同様	融資振興会等が基盤の強化を必要と認めた小規模企業者	300万 (設備資金については所要額の80%以内)	3年以内 1.3%

真岡市では、融資実行時に、栃木県信用保証協会経由で**保証料を全額補助する**制度を設けています。

※商工業者育成資金、特別小口資金、商工タウン特別資金は補助の対象ではありませんのでご注意ください。

また、経営者保証の解除を事業所が選択して、保証料が上乗せされた部分については**自己負担**になります。